

平成29年度事業計画

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

米穀機構は、公益社団法人として、国の米政策を踏まえつつ米の安定供給確保を支援するため、生産サイドから流通サイドまでの米穀関係者による競争力強化のための取組に資することにも留意しつつ、公益目的事業等各般の事業の適正、円滑な実施を図る。また、引き続き平成23年3月に発生した東日本大震災等の復興支援を行う。

I 公益目的事業

第1 信用保証事業

米穀流通及び信用保証事業を巡る厳しい環境に対応して、代金保証及び運転資金保証のより適切かつ堅実な実施を図るとともに、保証ニーズの把握に努める。信用保証事業の根幹をなす保証基金については安全かつ効率的な運用に努め、併せて、事業経費の節減等により円滑な保証事業の運営を図るものとする。

1 保証事業の運営

コメの流通の多様化が進む一方、その流通の在り方について業界の再編を含めた合理化の議論がなされる等、会員卸を取り巻く環境については今後も注視が必要である状況の中で、米穀の安定流通の確保と米穀流通業者の経営安定に資するため、引き続き米穀代金保証及び米穀運転資金保証の事業を実施する。

保証事業の運営に当たっては、厳正な信用審査を実施し、保証限度額の管理、物的担保の徴収等保証債権の保全に努めるとともに、求償権については適切かつ効果的な回収に努める。

2 経営指導の推進

- (1) 米穀卸の厳しい経営環境、また、代位弁済の発生状況に鑑み、経営環境の変化に対応して事業展開を続ける会員卸に対する的確な経営相談、経営指導を行うとともに、関係中央団体とも連携し、会員卸が抱える経営課題解決に向けた取組について支援協力する。
- (2) 会員販売事業者の実務担当者を対象とする講習会を引き続き開催する。
- (3) 「米穀卸売業者の経営指標」等関係資料の作成配布その他の情報活動を行う。

第2 集荷円滑化対策事業等

1 平成28年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業（平成28年度補正）への取組

国が、平成28年度補正予算において引き続き措置した外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業について、機構は、事業実施主体として採択されたことから、補助の対象となる外食・加工業者等の公募を平成29年1月に開始したところであるが、予算の平成29年度への繰越しを前提に、平成29年度においても取り組むこととする。

2 「米粉等新たな米需要開発事業」に係る取組

- (1) 平成28年度内に策定される予定の米粉の用途別基準及びノングルテン表示ルールガイドラインに関して、その普及及び円滑な運用に向け、国と連携して、米粉、米粉製品の製造企業・団体等への情報発信に努める。その際、ノングルテン表示ルールについては、グルテンを摂取できない消費

者の需要の把握に努め、的確かつ効率的な普及に当たる。

(2) 米粉等新たな米需要を開発するため、米粉についての理解促進と普及を図る観点から、次の講習会等を実施する。

- ① 最近の技術開発により実現しつつある米粉の新たな機能性を活かした利用法普及のための食品メーカー、調理師、パティシエ等を対象とする講習会等
- ② 米粉パン、米粉菓子、米粉料理等の学校給食、食品製造・調理関係者等を対象とする製造技術・料理の講習会等
- ③ 米粉の制度全般に係る講習会
- ④ 東日本大震災の被災地応援を含めた米粉を活用した給食の提供等
- ⑤ 食品に係る各種イベントへの参画

3 過剰米対策基金の管理・運営

事業運営に当たっては運営経費の節減を図るなど、過剰米対策基金の適切な管理、運用に努める。

第3 米消費拡大事業

1 ごはん食普及基盤事業

(1) 子どもや保護者等に対する取組

子どもの頃の食習慣は、一生の基礎となることから、子どもや保護者等を対象に、日本型食生活の健康性やおいしさを広く認識してもらう。

① 妊産婦、乳幼児向け

・小冊子の作成・配布

妊娠期の栄養と正しい食生活及び離乳期における食事の在り方について、最近の知見を活用して、米を主食とした日本型食生活の重要性を分かりやすく解説した小冊子（B6判カラー 約90万部／平成28年出生推計数約98万1,000人）を作成し、母子健康手帳の別冊として各自治体から妊産婦に配布、あるいは同保健センター等に常置する。

② 児童・生徒向け

ア 校内壁新聞の作成・掲示

校内壁新聞（B2判カラー）を活用（訴求対象人員：小・中学校、児童・生徒数約490万人、同教諭約32万人）して、米やごはんの基礎知識、米を主食とした日本型食生活の良さを訴求する。小・中学校約1万5,000校に配布する。

イ 米副読本の作成・配布

米の歴史、食文化、生産から流通及び米を主食とした日本型食生活の良さを紹介する小冊子を児童向け（A5判カラー）、保護者・教職員等一般向け（A5判カラー）の2種を作成し、お米の出前授業で配布するほか、会員企業等を通じて配布する。

(2) 若年世代に対する取組

家庭での食育・食生活の実践者として、将来その一翼を担うことが期待されいながら、ダイエット志向が強く、ごはんの摂取量が少ない女子大学生等を対象として、一食でのごはんの適量や栄養のバランスを普及・啓発する。

○女子大学生等を学習者とした「3・1・2弁当箱法」体験セミナーの開催

人々の健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士の養成施設校生等を中心に、3（主食 ごはん）・1（主菜）・2（副菜）の割合（表面積）で詰める弁当箱法を活用し、実際にごはんやおかずを詰め、バランスのとれた一食を会得し、それをふだん使用している自分のごはん茶碗や器に盛り直すことにより、一食のごはんの適量等を把握して、日頃の食事に活かしてもらおうセミナーを参加大学のカリキュラムの中で実施する。

(3) 中高年世代に対する取組

健康志向が強い中高年世代に、米を主食とした日本型食生活の健康面での良さを普及・啓発する。

① シンポジウムの開催

医療等の最前線で、中高年等に対して健康・食事指導等を行っている医師・栄養士を対象に、米を主食とした日本型食生活への理解と実際の健康指導にも活かしてもらうため、医師・栄養士を対象にしたシンポジウムを開催する。

② 専門誌への掲載及びパンフレットの作成・配布

①のシンポジウムの内容を専門誌（日本医師会雑誌約17万部）に掲載し、広く全国の医師・栄養士等に情報提供するとともに、一般向けに分かりやすくパンフレットに取りまとめ、医師等の地域での健康づくり講習会のテキストや会員企業等の米売場等での啓発ツールとして配布する。

(4) インターネットを活用した情報提供の取組

米ネットを通じて、米及び米を主食とした日本型食生活の最新情報の提供やごはんメニュー等の提案を行う。

(5) 米・ごはん食の基礎的な調査・研究等を支援する取組

米及び米を主食とした日本型食生活の健康面での効用を裏付けるエビデンスの集積を図る。

2 ごはん食普及強化事業

(1) 朝、ごはんをきちんと食べようキャンペーン事業の実施

各種媒体等を活用して、朝食の欠食率の高い20歳代・30歳代の女性を中心に、朝、ごはんの喫食向上を図るとともに、糖質制限ダイエットのリスクとごはんの適量摂取の必要性について正しく理解してもらい、ごはんを中心とした日本型食生活の実践と普及を図るためにキャンペーン事業を実施する。

(2) 米消費拡大イベントの開催

若年層から中・高年世代まで幅広い世代を対象に、「つながる 手づくり」をテーマとして開催されるホビークッキングフェアに参加出展する。「米と米粉の魅力再発見！季節を感じる手づくりクッキング 四季を楽しむハレの日ごはん」をコンセプトに、行事食を通じて、四季の移ろいと米がもたらす食卓の豊かさを体験し、各人の生活に、「行事食」を取り入れてもらう機会とする。具体的には、四季を代表する行事食とそのアレンジと四季を表現する太巻き祭りずしの体験料理教室を開催する。

(3) ごはんの魅力再生・再発見事業

○「夏越ごはん」の普及・定着

「夏越ごはん」の認知度向上及び喫食機会の増大を通じて、ごはん食の魅力再生とごはんの消費拡大を図るため、家庭内食としての普及・定着はもとより、中食・外食産業（コンビニ・スーパー・惣菜専門店・百貨店・レストラン等）等においても「夏越ごはん」の提供につながるよう働きかけをし、その普及・定着事業を行う。

(4) “和”食文化推進協議会の活動

20歳から30歳代の女性を対象に、“和”食文化推進協議会構成団体の食材を活用した「簡単・和朝食」をテーマに、和食の良さ・優位性・おいしさをアピールするとともに、“時短・手間がかからない”和朝食づくりを紹介する事業を展開する。

(5) 復興支援事業の実施

被災地の早期復興を「食」の面から支援するため、希望のあった被災地で太巻き祭りずし作り方教室を実施する。

(6) 生産者団体等との協働事業

生産・流通に携わる団体と協働して、「バケツ稲づくり事業」・「ごはん・お米とわたし作文・図画コンクール」への協賛、各種媒体等を活用した情報提供等を実施する。

第4 情報提供事業

国民生活に不可欠な米の安定供給を確保するため、米の需給及び流通・消費に関わる基礎データなどの収集及び情報提供事業として「米に関する消費、流通、価格、生産動向の調査」、「米の生産、販売及び消費におけるニーズの把握」等を行い、広く国民全般に対し、ホームページ等により適宜、的確に情報提供を行う。

1 基本的調査の実施

(1) 米の消費動向調査の実施

調査結果を毎月公表する。

(2) 米取引関係者の判断に関する調査（D I 調査）の実施

米の需給、価格動向について現状判断及び見通し判断等の調査を行い、その結果を毎月公表する。

(3) 米の小売価格等に関する情報

量販店等のPOSデータを分析・加工の上、米及び米代替商品の販売動向について、週報、月報、季報及び年報により公表する。

(4) 米の品種別作付動向調査の実施

平成29年産米の品種別作付動向に関する情報を収集し、調査結果を公表する。

これらについては、基本的にホームページにより広く情報の提供を行っていく。

2 産地、販売事業者等に対する情報提供

(1) 米の生産に関する情報

水稻の生育状況、天候等に対する技術対策、作柄状況及び品質状況等に関する情報を収集し、調査結果をホームページで公表する。

(2) 米の生産販売動向に関する情報

米の生産・流通・価格等に関し関係事業者等に対する調査を行い、調査結果をホームページで公表する。

(3) 限定的な情報提供

米等に係る周辺情報について、配布先を限定し電子メールにより提供する。

3 消費者等に対する情報提供

(1) ホームページによる情報提供

米に関する文化や生産流通、消費等、広範な情報をホームページにおいて発信する。

(2) 消費者等の問い合わせへの対応

ホームページを通じて寄せられる生産、流通、消費等に関する各種照会等に対し迅速に対応する。

II その他の事業（相互扶助等事業）

第1 信用保証事業

1 米穀設備保証

米穀販売業務遂行上必要とする米穀のとう精、貯蔵等の設備を導入するに際して、その調達方法に応じて次の債務保証を行う。

(1) 米穀設備資金債務保証

(2) 米穀設備リース債務保証

2 社内預金債務保証

米穀販売事業者である会員が、その従業員から委託を受けて管理する貯蓄金（社内預金）の元本の返還債務に関する保証を行う。

第2 もち米需給安定支援対策事業

もち米などの価格は、作柄や需給のわずかな変動に影響を受けやすいこと及び単収も低い等の特性があるため、もち米の適正かつ円滑な流通を促進するための事業を行う。

1 もち米の需給及び価格の安定に関する事業を行う。

具体的な内容は、生産年の作柄・需給のバランス・価格等を勘案して決定する。

2 生産者団体や実需者団体が実施する、国内産もち米及びこれを原料とした製品の需要拡大事業を助成する。

3 もち米に関する情報収集・提供事業を行う。（ホームページで公表）

第3 流通合理化推進事業等

米穀販売事業者の精米関連設備の改善、合理化に資するために、設備リース料について引き続き一部助成を実施する。